

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

## 『質問』

### NPO 法人の法人税法上の公益法人等の該当性の根拠

#### 《内容》

法人税法の「公益法人等」の定義をみても、NPO法人は公益法人等に含まれていません。何を根拠に、NPO法人は公益法人等に該当することになるのでしょうか。

## 『答』

NPO 法人（特定非営利活動法人）が公益法人等に該当するのは、法人税法ではなく、NPO 法人の設立根拠法である「特定非営利活動促進法」において、NPO 法人は公益法人等とみなす旨の規定があることによります。

### （解説）

1 法人税上、公益法人等は、収益事業を行う場合に限り、納税義務者となり（法法2十三、4①）、その収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課されます（法法7）。収益事業から生じた所得以外の、いわゆる公益事業から生じた所得は、法人税の課税対象になりません。これを公益法人等の収益事業課税といいます。

ところで、ご質問の、公益法人等の定義が問題になりますが、法人税法上、「公益法人等」とは、別表第二に掲げる法人をいいます（法法2六）。この別表第二の「公益法人等の表」として、現在、非営利型法人に該当する一般財団法人・一般社団法人、学校法人、公益財団法人・公益社団法人、宗教法人、税理士会、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会など108種類の法人を掲げています。

2 ご質問のとおり、この別表第二には、いわゆるNPO法人（特定非営利活動法人）は含まれていません。それにもかかわらず、NPO法人が公益法人等に該当するのは、NPO法人の設立根拠法である「特定非営利活動促進法」第70条において、NPO法人は、法人税の課税上、公益法人等とみなす旨の規定があるからです。

法人税法と特定非営利活動促進法とは、いわば一般法と特別法の関係にありますから、特別法である特定非営利活動促進法において公益法人等とみなされれば、法人税の課税上は、公益法人等として取り扱われることとなります。

3 このように、法人税法別表第二には掲げられていませんが、その設立根拠法において、公益法人等とみなされている法人に、上記NPO法人のほか、次のようなものがあります。

- (1) 認可地縁団体（地方自治法260の2⑦）
- (2) 管理組合法人（建物の区分所有等に関する法律47②）
- (3) 団地管理組合法人（建物の区分所有等に関する法律66）
- (4) 法人である政党等（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7の2①）
- (5) 防災街区整備事業組合（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律133①）
- (6) マンション建替組合（マンションの建替え等の円滑化に関する法律5①）
- (7) マンション敷地売却組合（マンションの建替え等の円滑化に関する法律116）

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。